

🐝 そういう空き家は、市が法律に基づいて「特定空家等」として認定し、「指導」「勧告」「命令」というように、持ち主に強く対応できる仕組みになっているんだ。

これまで市では34件を「特定空家等」に認定して、そのうち3件は持ち主が解体したんだ。残りの31件は調査中や持ち主に連絡中なんだけど、その中でもなかなか改善しないひどい空き家5件の持ち主に対しては、法律に沿って「指導」をしたんだよ。

👤 倒れそうな空き家なのに、なかなか解体しないのはどうしてなの？

🐝 いろいろな事情があるんだけど、お金が掛かることも原因の一つなんだ。だから、そんな持ち主のために、古い木造住宅を解体するとき、費用の一部を市が補助する仕組みもあるんだよ。

👤 どこへ相談したらいいの？

🐝 市の建築指導課だよ。



出典/消防科学総合センター

👤 どんな内容なの？

🐝 木造の住宅を解体するとき、その費用の3分の2(最高30万円)を市が補助する仕組みなんだ。平成27年度は、「特定空家等」の1件を含めて17件の空き家の持ち主が、この仕組みを使って空き家を解体しているんだよ。

👤 倒れそうな空き家がなくなると安心して暮らせるようになるわね。ところで、隣の空き地に雑草が生い茂っていて、持ち主がわからなくて困っているんだけど、空き地のことも市に相談すればいいのかな？

🐝 空き家の相談窓口と同じ環境保全課か総合支所の地域振興課に相談したらいいんだよ。空き地も持ち主がきちんと管理しなければいけないから、相談があったら市は空き地の持ち主に、雑草を刈り取るよう連絡しているんだ。

👤 空き地の持ち主は、きちんと雑草を刈り取ってくれるの？



🐝 平成27年度は、市に空き家の敷地を含む512件の相談があって、約70%に当たる367件の持ち主が雑草を刈り取っているよ。

👤 へえ～、70%の人は雑草をきちんと刈り取っているのね。でも、なかなか雑草を刈り取らないときはどうするの？

🐝 現地を繰り返し見に行き、雑草が刈り取られていないときは、何度も連絡したり直接訪問したりして、持ち主に草刈りをお願いしているんだ。

👤 草刈りがきちんとされず雑草が生い茂ったままだと、害虫が大量発生したり、ごみが捨てられて悪臭が発生したり、周りの人に迷惑が掛かるわよね。

🐝 そんなときは持ち主に「勧告」や「命令」を出して、雑草の刈り取りや捨てられたごみの処分をするよう、強く対応できる仕組みになっているんだよ。

👤 勧告をしたことはあるの？

🐝 これまで19件勧告をして、うち9件は持ち主が雑草を刈り取ったんだ。

👤 市の窓口で相談すると、空き家や空き地の持ち主にきちんと対応するよう働き掛けてくれるんだね。危険な空き家や空き地がどんどん減って、もっと住みよいまちになるといいわね。

